

「手形・小切手の発行停止」および 「2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止」の実施について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、2026年4月1日（水）より「手形・小切手の発行停止」および「2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止」を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

政府の「成長戦略実行計画」において「5年後（2026年）の約束手形利用の廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、これを受けて全国銀行協会が「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との自主行動目標を掲げており、この取組みを推し進めるために実施するものです。

当行では、今後もお客さまに満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

（1）手形・小切手の発行停止

2026年3月31日（火）をもって、手形・小切手の発行受付を終了します。

（2）2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止

実施日以降、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付（手形割引を含む）を停止します。

2. 実施日

2026年4月1日（水）

3. 電子化移行に向けた支援

当行では手形・小切手の代替サービスをご用意のうえ、電子化への支援を行っておりますので詳しくはお取引の営業店へご相談ください。

＜主な代替サービス＞

- ✓ インターネットバンキングによるお振込み
- ✓ 電子記録債権（でんさい）の発生記録請求

以上

（関連するSDGs）



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。



もっと、ずっと、地域と共に。